

# 事業報告書

(令和7年1月 ～ 令和7年12月)

## 1 事業実施の方針

1、一般社団法人絆は、今後、以下の2つに事業に注力していきます。

- ①住まいの確保に困難を抱える人々に対しての住居探しや入居支援などを行い、安定した生活を送れるようにサポートをしていきます。
- ②既存の住宅を改修し、セーフティネット住宅として提供すること又サブリース住宅の提供で、より多く

## 2 支援体制（実施体制、相談窓口、連絡先 など）

- ・住まいに入居を円滑に進めるための住宅相談での聞き取りや住まいの情報提供の支援。
- ・住まいの賃貸借契約や引き渡しの手続きの支援。
- ・引っ越しの手続きや引っ越し後の手続きの支援。
- ・入居後の見守りや生活相談の支援。

## 3 支援業務の概要及び実施の方法

①入居前の支援（物件紹介、不動産店への同行、契約時の立会い、緊急連絡先の確保、引越の手伝い等）

※住宅確保要配慮者から対価を得て行う支援については、業務内容、金額、対価、提供の条件を記載

- ・代表理事と職員とで、入居を円滑にできるための入居相談や住まいの情報提供や不動産店への同行や内覧時の同行、賃貸借契約の同行立ち合い、入居時に必要な時の緊急連絡人の確保や提供、引っ越しの準備やその引っ越しに伴う手続きの支援他など。

②入居後の支援（見守り・安否確認、生活支援、金銭・財産管理、就労支援、死後事務委任等）

※住宅確保要配慮者から対価を得て行う支援については、業務内容、金額、対価、提供の条件を記載

- ・代表理事と職員とで、入居後の見守りや生活相談、孤独孤立にならない為の訪問や安否確認を兼ねた訪問、財産管理が出来ない方への相談、地域でのコミュニケーションのお手伝いや支援など。

③居住支援に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項

（居住支援協議会や研修会等への参加、セミナーの開催、相談会の実施等）

- ・お住まいの考える地域の方への居住者への理解や説明、地域との連携を考えてもらう勉強会や相談会の開催など。

## 4 連携予定先

① 地方公共団体との連携

- ・地域のニーズに対応した効果的な居住支援の取組を促進するために、指定主体である京都府、居住支援法人の活動地域の京都市も含んで、居住支援協議会への参加、京都市が実施する居住支援に関する事業の受託等に関する他の居住支援法人と連携する。

② 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項（居住支援法人、社会福祉法人等）

- ・他の居住支援法人を含め、関係する不動産事業者や福祉団体等との連携先

居住支援法人で一般社団法人高齢者住宅支援連絡会

不動産業者で上野不動産、株式会社 KOTO、株式会社 INTERENO

障害者支援センター「らくとう」、「らくなん」

京都府洛南病院等と連携

5 実績件数（別紙）